

事務連絡
令和2年2月27日

都道府県
各 精神保健福祉主管課 御中
指定都市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
精神・障害保健課

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第26条に基づく都道府
県知事への通報の対象者について

日頃より精神保健福祉行政の適切な運営に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第26条に基づく矯正施設の長の通報（以下「矯正施設長通報」という。）については、その通報の対象となる者について、「精神障害者又はその疑のある収容者」と規定されているところです。

この「精神障害者」とは、法第5条に規定する「統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者」であり、これを踏まえて矯正施設において、「精神障害者又はその疑のある収容者」と判断された場合には、都道府県知事に対して矯正施設長通報が行われる必要がありますので、各都道府県及び指定都市におかれましては当該通報を受理した場合は法の規定に則り適切に対応していただきますよう、よろしく願いいたします。

なお、法務省においても矯正施設に対し同様の周知を行い、適正な運用をお願いすることを申し添えます。